

胆振東部消防組合人事行政の運営等の状況の公表

胆振東部消防組合 消防本部 総務課

胆振東部消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条（令和3年条例第1号）及び地方公務員法第58条の3の規定に基づき、胆振東部消防組合の人事行政の運営等状況の概要を公表します。

令和4年10月28日

胆振東部消防組合管理者 宮坂 尚市朗

1 職員の任免と職員数に関する状況

(1) 職員の採用

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

区分	新規採用			再任用職員
	男性	女性	計	
消防吏員	6名	0名	6名	0名
一般事務職	0名	0名	0名	0名
計	6名	0名	6名	0名

(2) 職員の退職

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

区分	男性	女性	計
定年退職	3名	0名	3名
普通退職	2名	0名	2名
その他の退職	1名	0名	1名
計	6名	0名	6名

(注) 「普通退職」とは、自己都合退職のことをいいます。

(3) 所属別職員数

(令和4年4月1日現在)

所属	本部 署	安平 支署	追分 出張所	厚真 支署	鶴川 支署	穂別 支署
消防 吏員	10名	21名	13名	26名	20名	19名
一般 事務	0					
計	実員109名 定員111名					

2 職員の人事評価の状況

(1) 人事評価

胆振東部消防組合では、人事評価を実施しています。

(令和4年3月31日現在)

区分	内容	
評定期間	能力評価	令和2年10月1日～令和3年9月30日
	業績評価	令和3年4月1日～令和3年9月30日(前期) 令和3年10月1日～令和4年3月31日(後期)
評定対象者	消防長・次長・署長・課長等・課長補佐・主幹・係長・主査・主任・係	
評定項目	能力評価	職員の職務上で発揮した能力
	業績評価	職員の職務上の業務目標の達成度
対象人数	107人	

3 職員の給与の状況

(1) 人件費(令和3年度一般会計決算)

歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A
千円	千円	%
1,196,730	767,834	64.2

(2) 職員給与費(令和3年度一般会計決算)

職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
	給料	期末・勤勉手当	その他の手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
107	376,599	150,600	92,542	619,741	5,792

(注) 職員給与費に退職手当は含みません。

(3) 職員の平均年齢及び平均給料月額

	平均年齢	平均給料月額
令和4年1月1日現在	40.2歳	388,765円
令和3年1月1日現在	41.3歳	381,600円

(4) 職員手当の状況

手当名	内容及び支給単価 (令和3年度)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 6,500 円 配偶者を除く扶養親族 1人当たり1万円 (満16歳から満22歳までの子ども 1人当たり5,000円加算)
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家等(家賃1万6,000円を超える者に限る)の場合 家賃に応じ2万8,000円を限度
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月まで5ヶ月間支給 安平町、厚真町、むかわ町穂別地区に勤務する職員 世帯主(扶養あり)26,380円(扶養なし)14,580円 その他10,340円 むかわ町鶴川地区に勤務する職員 世帯主(扶養あり)23,360円(扶養なし)13,060円 その他8,800円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関を利用する場合、運賃の額5万5,000円を限度に支給 自家用車等を利用する場合、通勤距離に応じて2,000円から 2万1,600円の範囲で支給 ※片道2Km以上の者に限る
管理職手当	課長職以上の職員に定額支給 (1) 消防長、次長、署長 53,000円 (2) 課長等職 45,000円 (3) 課長補佐等職 36,000円
単身赴任手当	30,000円+交通距離に応じた加算額(総額で70,000円限度)
期末・勤勉手当	1 民間企業のボーナスに当たる手当です。 2 給料月額+扶養手当+地域手当、を基礎として、 6月は2.225月(再任用職員は1.175)分、 12月は2.225月(同1.175)分

(5) 退職手当の状況

(令和3年度)

	自己都合	定年
勤続20年	19.6695ヵ月分	24.586875ヵ月分
勤続25年	28.0395ヵ月分	33.27075ヵ月分
勤続35年	39.7575ヵ月分	47.709ヵ月分
最高限度額	47.709ヵ月分	47.709ヵ月分

(6) 議員及び監査委員の報酬の状況

(令和4年4月1日現在)

区分	報酬(月額)
議員	7,000
監査委員	7,000

4 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況

(標準的なもの、令和4年4月1日現在)

勤務の区分	勤務時間	休憩時間
毎日勤務者	8:30~17:15	12:00~13:00
隔日勤務者	8:30~8:30	12:00~13:00 17:15~18:15 22:00から6:45までの間に6時間30分の仮眠時間が割り振られます

(2) 休暇について

(有給)	年次有給休暇、病気休暇、特別休暇
有給休暇付与日数	年間20日※繰越可能(限度40) 令和3年平均取得日数13.4日/人

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業の状況

(令和3年度)

区分	男性職員	女性職員	合計
育児休業 取得者数	0人	0人	0人
部分休業 取得者数	0人	0人	0人

(注) 各欄の上段には令和3年度に新たに育児休業等を取得した者、下段には育児休業等の期間が令和2年度以前から引き続いている職員の数を掲載しています。

6 職員の分限と懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和3年度）

分限処分とは、職員の道義的責任以外の一定の事由がある場合に、職員の意に反して不利益処分を課すものであり、公務能率の維持を目的とした処分です。

処分の事由及びその効果については次のとおりです。

(単位：人)

事 由	降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0

(注) 1 令和3年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者として見なしています。

2 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、のべ数です。

(2) 懲戒処分者数（令和3年度）

懲戒処分とは、一定の義務違反に対する道義的責任を問うもので、規律と公務遂行の秩序を維持するための処分です。

(単位：

人)

事 由	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反した場合	0	0	0	1	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0

7 職員のサービスの状況

(1) 職員の服務規律確保のための取組

地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定められた職員としての義務を周知するため、幹部会議や通知文書の掲示により、服務規律の周知徹底を図っています。

(2) 営利企業への従事

職員は、職務上の注意力の全てを職責遂行のために用い、その職務にのみ従事することが基本的義務です。また、自治体との間取引などの利害関係を持つことは、職務の公正な執行を妨げる恐れがあります。このため、勤務時間の内外を問わず、職員が営利企業などに従事することは原則として制限されています。

しかし、適正な職務遂行、公正な行政執行などを阻害しないと認められる場合には、営利企業などへの従事が許可される場合があります。

(令和3年度)

営利企業等の役員等の地位を兼ねる場合	1人
自ら営利企業等を営む場合（農業、借家業）	0人
上記を除き報酬を得て事業又は事務に従事する場合	3人

8 職員の退職管理の状況

職員の退職後調査状況

(退職後、最初の4月1日時点の調査状況で記載)

退職者数	再任用	他官公庁	一般企業 再就職	自営業	無職
6人	2人	0人	2人	0人	2人

9 職員の研修の状況

職員の研修の状況

職員の能力向上や自己啓発、様々な職員研修を行っています。

(令和3年度)

主な研修	派遣研修	集合研修（管内）	視察研修
	北海道消防学校	ハラスメント防止研修 産科救急研修	
参加人数	26	122	

10 職員の福祉と利益の保護の状況

(1) 健康診断

毎年度行っている職員の健康診断には、30歳以上の職員が対象の総合健診と、それ以外の職員が対象となる定期健診があります。（ただし30代の職員はそれぞれを隔年受診します。）

(令和3年度)

区分	対象者	受診者数
総合健診（人間ドック）	67人	67人
定期健康診断	42人	42人
特殊健康診断	94人（隔日勤務者）	94人

(注) 特殊健康診断とは、隔日勤務者を対象に実施する深夜業務従事者健診のことをいいます。

(2) 予防接種

破傷風やB型肝炎のような伝染性疾病に罹患する恐れのある業務に従事する職員を対象に予防接種を行っています。

11 公平委員会の報告事項

(1) 勤務条件に関する措置要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、中立公正な第三者審査機関である公平委員会に対して、適切な措置をとるよう要求することができます。

(令和3年度)

継続件数	措置要求件数
0件	0件

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

一定の不利益な処分を受けた場合は、公平委員会に対して行政不服審査法に基づく不服審査申し立てを行うことができます。

(令和3年度)

継続件数	不服申立件数
0件	0件